

基本戦略の名称

名 称	安心快適な暮らし広がる長崎県 9. 快適で安全・安心な暮らしをつくる							
評価対象事業延べ件数								
149件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		12	37		2	1	4	93
		8%	25%		1%	1%	3%	62%

施策： (1) しまや過疎地域等の活性化と持続可能な社会の基盤づくり
事業群： 地域の底力を活かした特色ある地域づくりへの支援
事業群： 過疎・半島地域の活性化
事業群： 市町の行財政基盤の強化

評価対象事業件数								
8件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			4					4
			50%					50%

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向
21世紀まちづくり推進総合支援事業	地域づくり推進課	交流人口の拡大、地域課題の解決・資源の活用による地域の活性化を推進するため、市町等地域が取り組む観光振興、地域間交流、景観整備等のまちづくりの事業に対し支援した。 H29から所管補助金については関係3課ごとに予算計上	現状維持	市町や民間団体等が実施する地域づくり事業について、地域が主体となった自立性・継続性のある取組として、より成果の高い事業の展開に向けて、市町等に対する助言などにより支援していく。
	観光振興課		改善	一部事業については、終期が到来することから、地域主体の観光まちづくりに向けた体制づくりなど、真に「観光地づくり」に繋がる実効性の高い事業の構築を検討する。
	都市計画課		現状維持	現在、景観計画を策定していない市町については、厳しい財政状況が課題の一つとなっていることから、市町への財政支援の一助として今後も本事業を継続することで、景観計画策定を促す必要がある。また、地域景観の核となる個性的で魅力的な景観を形成する景観資産を保全・修景することにより、長崎らしいまちづくりの取組を支援していく。
振興局活動推進費(県北プロジェクト)	地域づくり推進課	佐賀県及び関係自治体、団体等と連携し、地域共有の資源である「やきもの」を中心に地域の魅力等を広く発信し、誘客に向けた周遊対策などに取り組んだ。	改善	成果・実績の検証により、改善すべき点を洗い出し、さらなる誘客促進や政策間連携を行うなど、より成果に結びつく取組となるよう、佐賀県及び関係自治体、関係団体との連携や情報共有を十分に図りながら取組を推進していく。

振興局活動推進費 (県央プロジェクト)	地域づくり推進課	諫早湾干拓について、地域住民が身近に親しむ機会(学ぶ・遊ぶ・観る・使う)を創出するために、見学会、諫干まつり等の各種イベントを実施した。	改善	県が先行プロジェクトとして「『いさかん』魅力発見！プロジェクト」を実施することにより、諫早湾干拓地が地域資源として認識されはじめたが、まだ十分とは言えないことから、引き続き、県が先導的に取組を進めつつ、地元を引き継いでいけるよう「諫早湾干拓にぎわい創出事業検討協議会」で検討を行っていく。
小さな楽園プロジェクト費	地域づくり推進課	自発的に生活サービス支援及び活性化策に一体的に取り組み、持続可能な仕組みづくりを行う地域に対して市町を通じて支援を行った。	改善	「小さな拠点」の横展開を図るため、県が支援している地域の実践者や専門家の派遣をさらに進め、集落維持・活性化対策に取り組む団体を着実に増やしていく。 外部人材の活用などにより、地域運営組織のサポートや自主財源確保の取組支援を行い、小さな拠点の形成を加速的に推進する。
半島振興推進費	地域づくり推進課	半島振興対策実施地域の振興を図るため、国の財政措置等の充実に不可欠であり、県内外の関係団体と連携し、要望活動を実施した。	現状維持	本県の実情等を踏まえた具体的な要望・提案を行っていくとともに、国の補助金等を活用した半島活性化の新たな取組の検討を行っていく。
合併・新市町支援事業費	市町村課	合併市町(佐世保市)が実施した「光の道整備事業」等に対して、新長崎県合併市町支援特別交付金110,800千円を交付した。	現状維持	本事業は、市町村合併特例法(新法)に基づく合併市町(佐世保市)に対し交付金を交付することにより、一体的なまちづくりを支援するとともに、財政負担の軽減を図る制度である。交付限度額は3.5億円で、交付期間は合併以降10年間(平成30年度まで)となっており、合併市町(佐世保市)の新市町基本計画の実施に対して、その資金需要に基づき交付期間内に交付する制度であり、引き続き支援を行っていく(平成28年度までの交付額273,300千円、残額76,700千円)

事業群： しまの活性化								
評価対象事業件数								
7件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
								7
								100%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
国境離島創業・事業拡大等支援事業費	地域づくり推進課	特定有人国境離島地域における創業・事業環境の不利性に鑑み、民間事業者が雇用増を伴う創業又は事業拡大を行う場合の設備投資資金や、人件費、広告宣伝費などの運転資金を支援する。	現状維持	H29年度の第1回目の事業採択としては、国境離島地域全体で68件、232人の雇用が見込まれている。次年度以降も、引き続き関係市町と連携しながら、事業の磨き上げ等を行い、雇用の場の創出に努め、離島の活性化を図っていく。				

しま旅滞在促進事業費	観光振興課	旅行会社が造成・販売する滞在又は体験プランと宿泊、交通を組み合わせた旅行商品で旅行者に「もう1泊」してもらうことによって、新たな旅行需要を喚起するものに対して助成支援を行い、地域全体の延べ宿泊者数の増加を目指した。	現状維持	今年度の実績を踏まえつつ検討
国境離島輸送コスト支援事業費	地域づくり推進課	特定有人国境離島地域の本土からの遠隔性に起因する不利条件性を緩和するとともに、基幹産業である農水産業の振興を図り雇用を拡充する観点から、農水産品全般(加工品以外)の出荷や原材料等の輸送に係る費用を、市町経由で事業者に1/10支援する。	現状維持	引き続き、関係市町と連携しながら、輸送コストを支援し、条件不利性を緩和するとともに、農林水産業の振興を図る。

事業群： しまや過疎地域の教育の活性化に向けて、地域と協働した県立学校の魅力化

評価対象事業件数

2件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		1						1
		50%						50%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
高校生の離島留学推進事業	高校教育課	離島留学制度を広く周知するため、広報活動を行うとともに、島外の中学生・保護者に交通費・宿泊費を支給して宿泊体験を実施した。また、海外での語学研修等実施校の教育内容を充実させるための取組を行った。	拡充	平成30年度においては、宿泊体験の充実や広報専任コーディネーターの継続配置を行うとともに、離島留学生在が安心して生活できるような受入体制を整備するため、吉岐高校への専任職員の配置を検討する。 また、五島南高校及び奈留高校において体制づくりを進めるとともに、引き続き、島外からの生徒募集のための広報など、必要な取組を実施していく。				
離島地区小規模校の魅力化「アイランド・チャレンジ」事業	総務課	1学年2学級以下の離島の小規模な高校7校を対象に、学校と地域住民等で構成する「推進協議会」を設置し、地元高校の魅力化事業推進計画書の策定に向けた協議を行った。策定された事業推進計画書については、県教育委員会に設置する「事業検討委員会」による指導・助言がなされ、計画の実現に向けて県教育委員会と地元市町が協働して取り組んだ。	現状維持	平成30年度は、「アイランド・チャレンジ」事業の最終年度となる。これまでに、魅力化事業推進計画の策定に至っていない地区については、地元市町との役割分担や教育内容の検討を一層進め、計画書を策定するとともに、地元市町と協働して、事業化に取り組んでいく。				

事業群： 人口減少に対応したまちづくりの推進

評価対象事業件数

5件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
	2						3	
	40%						60%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
空き家再生プロジェクト	住宅課	<ul style="list-style-type: none"> ・市町担当者WG活動による人材育成 ・空き家流通を妨げる課題の解決・推進体制づくり ・景観地域での空き家有効活用モデルの構築 <p>【人材育成】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・空き家協議会等で、先進事例の研修 ・尾道プロジェクト代表や、県内の空き家活用者によるセミナー開催 <p>【モデル地区】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地元市+地元協議会との協働による空き家マップ、外観調査実施 ・地元協議会による空き家流通の取り組み支援 ・活用可能な空き家所有者ヒアリングと図面化などが図られた。 <p>空き家再生プロジェクトと長崎型移住促進空き家活用事業を29年度より「長崎県空き家活用推進事業」として統合した。</p>	拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・H29年度秋に施行される予定の、民間の空き家を活用する「新たな住宅セーフティーネット事業」により、県外からのUIターン希望者を、国費による事業対象に出来るかどうか検討する。 ・「新たな住宅セーフティーネット事業」の活用可能となれば、これまでの「長崎型移住促進空き家活用事業」を拡充し、県外からのUIターン希望者向け、あるいは県内の空き家活用が活性化する施策につなげる。 ・具体的には、県外からのUIターン希望者を事業対象者とする事により、国費による一定範囲の支援付き改修を前提とした空き家改修の枠組みができるため、これまでよりもPRがしやすくなる。 ・空き家モデル地区実現のため、ハード事業を実施する市や、地元まちづくり協議会と連携し、必要な情報提供を行っていく。 				

施策：（２）犯罪や交通事故のない安全・安心なまちづくりの推進

事業群：安全で安心して暮らせる犯罪の起きにくい社会づくりの推進

事業群：組織犯罪対策の推進

事業群：国際テロ対策等の推進

評価対象事業件数

10件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				2					8
				20%					80%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
安全・安心まちづくり推進事業	交通・地域安全課	防犯・交通安全に取り組む県内の事業所等をパートナーシップ事業所として登録するため、各事業所を直接訪問し、登録を呼びかけた。「安全・安心まちづくり宣言団体」及び「県内一斉防犯パトロール」募集に関しては、長崎市の自治会に直接依頼し、協力が得られた。	現状維持	平成30年度においても、自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るため、本事業を継続して取り組む必要がある。					
地域安全活動推進事業	生活安全企画課	県民、事業者、行政等が協働し、防犯講習会の開催等を通じて自主防犯意識の高揚と自主防犯活動の活性化を図るとともに、防犯カメラの設置拡充などにより犯罪の起きにくい社会づくりを推進した。	現状維持	平成28年中の刑法犯認知件数は13年連続で減少するとともに戦後最少を更新するなど、取組の成果が見られるものの、子供・女性を対象とする声掛け事案や性犯罪、高齢者を中心とした特殊詐欺被害等の犯罪が後を絶たず、県民、事業者等に対する被害防止に向けた取組が継続して必要であるため、平成30年度も本事業を推進していく。					
サイバー犯罪対策推進事業	警務課	各種サイバー犯罪への被害防止対策に関するコンテンツ記事等最新の情報を県警ホームページ等により県民に提供・広報した。 県内の行政機関、事業者等を訪問し、最新のサイバー空間の脅威の情勢について説明した上で、セキュリティ強化について防犯指導を行った。 また、産・学・官が連携した長崎県サイバーセキュリティに関する相互協力協定を締結し、セキュリティ意識の向上、人材育成等において連携を強化した。	改善	急速に発達する情報通信技術に伴い、サイバー空間の脅威の増大が今後も懸念され、セキュリティ意識を向上させる必要があることから、県民・企業に対する被害防止対策の推進に加え、県内における公衆無線LAN等について安全性対策の推進活動や県民に対する安全な利用方法の周知活動を推進する必要がある。					

道路照明灯(防犯灯)整備事業	道路維持課	夜間に発生する犯罪を未然に防ぐため、県が管理する国道・県道において関係市町と連携し、防犯灯の設置を行った。	現状維持	県市町連携のもと計画的な防犯灯整備を行い、今後も犯罪発生防止に向けて、防犯灯整備事業を継続していく。
暴力団総合対策の推進事業	組織犯罪対策課	相談窓口の広報を行い、相談所を常時開設することにより、県民や企業・行政関係者が相談しやすい環境を作り、相談を促進することで被害申告を促し、積極的に事件化した。	現状維持	本事業は、県民が直面する違法・不当な事案について、検挙、行政命令等により早期解決を図るとともに、企業等から暴力団に流れる資金を遮断して暴力団の弱体化・壊滅を目指すものであり、安全で安心な県民生活を確保するためには欠かすことのできない効果的な方策であることから、本年度以降も引き続き当事業を推進する。
来日外国人犯罪対策の推進事業	組織犯罪対策課	捜査能力の向上を目的とした国際捜査・語学研修会や外国人雇用企業等に対する各種講習会を開催した。	現状維持	社会の国際化は、今後、ますます進展すると認められる情勢にあり、それに伴い、多様化していく犯罪に対応するため各種会議等を通じた広報啓発等に取り組んでいるところであり、今後も引き続き状況に応じて実態に即した方法で本事業を推進していく。
薬物・銃器対策推進事業	組織犯罪対策課	違法薬物・銃器の根絶を目的としたキャンペーンを年に2回実施したほか、ポスター・パンフレット等の作成、新聞やラジオ等各種メディアを利用した広報活動を強力に推進した。	現状維持	薬物・銃器対策は、広報啓発活動を強力に推進することにより、違法薬物・銃器に対する県民の排斥意識を醸成し、本県からの違法薬物・銃器の根絶を目指すものであり、薬物・銃器犯罪捜査の一端として広報啓発活動を継続していく必要がある。薬物・銃器犯罪に係る広報啓発活動は、目に見える効果として即座に反映されるものではなく、検挙数の変動により事業を拡縮・変更させるものではないことから、今後も、県民に対する広報啓発活動を継続的に実施して薬物・銃器対策を推進していく。
薬物乱用対策費	薬務行政室	薬物乱用による危害を広く県民に周知するため、学校における薬物乱用防止教室を始め各種広報啓発活動を行った。	改善	薬物事犯は後を絶たないため、関係機関と連携し、より早い段階から薬物に対する正しい知識の普及を図り、薬物乱用を断る強い意志を身につけさせるため、今後も継続して若年層を中心とした啓発活動を実施していく。

事業群： 交通安全対策の推進

評価対象事業件数

10件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		1	1					8
		10%	10%					80%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向			
交通安全教育推進事業	交通企画課	幼児から高齢者までの各世代に応じた歩行者に対する交通安全教育及び職場・高齢者・若年者・女性・二輪車等の区分に応じた参加・体験・実践型講習を主体とした運転者に対する交通安全教育を実施した。		現状維持	平成30年度においても、交通事故のない安全で住みやすい社会の実現のためには、引き続き市町をはじめ、関係機関・団体等と緊密に連携しながら、幼児から高齢者まで、各年齢層に応じた交通安全教育に取り組む必要がある。当事業は、反復継続して実施しなければその効果が得られないことから、生涯教育として体系的・段階的に継続して実施していく。			

<p>「なくそう！ 高齢者の 交通事故」 総合対策 事業</p>	<p>交通・ 地域安 全課</p>	<p>高齢運転者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するとともに、医療機関等と連携した広報啓発活動に取り組んだ。そのほか、高齢者交通安全意識の高揚を図るため、県民から募集した高齢者交通事故防止川柳・標語によるラジオ等での県民参加型の広報啓発を実施した。</p>	<p>拡充</p>	<p>高齢運転者・歩行者を対象とした参加体験型講習会を県内4か所で開催するなど交通安全教育を幅広く実施するとともに、県内各地域の高齢者交通安全教育指導者のスキルアップを図るための研修会の開催や高齢者の交通事故防止対策に有効な安全運転サポート車の普及啓発に取り組むなど、総合的な高齢者の交通事故防止対策を実施する。 全交通事故死者数に占める高齢者の割合については、平成16年以降13年連続して5割を超えるという状況が続いていることから、引き続き全体の交通事故死者数の減少につながる高齢者関連の交通死亡事故防止に総合的に取り組んでいく。</p>
<p>交通安全 指導員等 育成費</p>	<p>交通・ 地域安 全課</p>	<p>交通安全に関する街頭指導、安全教育、広報活動等に従事する交通安全指導員を設置している(一財)長崎県交通安全協会に補助金を交付し、交通安全指導員の指導力の向上を図るとともに、その活動を通じ、各地域における交通事故の防止を図った。 市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別に実施し、交通安全思想の普及を図った。</p>	<p>改善</p>	<p>交通安全指導員は児童等の交通安全教育、広報活動、街頭指導などの地域社会における歩行者の安全確保・交通安全指導の中核を担っており、交通安全指導員配置後、本県における子供の交通事故は毎年確実に減少しており、この減少傾向を維持していくためには、交通安全指導員による継続的な指導教育・街頭での交通安全確保が不可欠であり、本事業を継続していく。さらに、交通事故死者数で大きなウエイトを占めている高齢者を交通事故から守るため、高齢者への交通安全教育・指導を充実させる。また、市町が委嘱している交通指導員に対して交通事故情報、交通法規、活動状況の情報交換等を内容とする研修会を県内ブロック別に実施する。市町が委嘱している交通指導員に対して指導教育を実施することは、「長崎県交通安全の保持に関する条例」に定められた県の責務であり、また、交通法規など統一的な指導育成を行うことは、交通指導員の資質の向上及び道路歩行者等の交通事故の抑止のため重要であり、本事業を継続していく。</p>
<p>交通安全 確保業務</p>	<p>道路維 持課</p>	<p>交通安全対策及び不法占用防止等のパトロール並びに適正な特殊車両通行許可審査を行った。</p>	<p>現状維持</p>	<p>平成29年度は、嘱託職員による交通安全対策及び不法占用防止等に対するパトロールの実施並びに適正な特殊車両通行許可審査を実施している。 平成30年度以降も、道路の安全確保を図っていくためには、適正な道路維持管理が不可欠であり、今後も本事業を継続していく。</p>
<p>交通安全 施設整備 事業</p>	<p>交通規 制課</p>	<p>交通管制センターで制御する信号機のエリア拡大及び更新、視認性に優れた環境に優しいLED信号機の整備、バリアフリー対応の信号機・標示等の改良、交通信号機や横断歩道の新設等交通安全施設の整備を推進し、交通事故の抑止を図った。</p>	<p>現状維持</p>	<p>平成30年度においても、道路の新設改良、県民からの要望等による信号機の新設、交通管制システムの高度化更新、道路利用者に分かりやすい標識・標示の設置及び維持管理等を推進していく。 信号機、道路標識等の設置・管理による交通規制については、道路交通法第4条において、都道府県公安委員会の権限とされており、道路の新設・改良、地域開発、道路利用者の変化等に伴い、交通環境は毎年変化することから、交通の安全と円滑のバランスに配慮しつつ本事業を継続していく。</p>
<p>交通秩序 の維持事 業</p>	<p>交通指 導課</p>	<p>交通事故発生状況を分析し、交通事故に直結しやすい飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追越し違反などの交通指導取締りを重点的に実施して、交通秩序の維持を図った。</p>	<p>現状維持</p>	<p>飲酒運転、無免許運転、著しい速度超過、無謀な追越しなど交通事故につながる違反に対する重点的な交通指導取締りを推進することで交通事故発生件数も減少しており、今後も事故実態に応じた交通指導取締りを推進し、交通事故抑止を図っていく。</p>

事業群： 交通安全確保に向けた通学路等の整備

評価対象事業件数

2件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
交通安全施設整備事業	道路維持課	国道・県道の101箇所で大規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を行った。	現状維持	通学路の安全性の確保が求められている状況に変わりではなく、引き続き小規模な歩道、防護柵、区画線等の整備を進める必要がある。					

施策： (3) 食品の安全・安心の確保と安全・安心な消費生活の実現

事業群： 食品の安全性の確保

評価対象事業件数

4件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
					2 50%				
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
県内食品の安全性確保事業	生活衛生課	安全な食品の流通等を確保し食品による健康被害の発生を防止するために、食品衛生法に基づき、県内食品取扱い施設の監視指導並びに流通食品の検査を実施して基準に適合しない食品を流通から排除することで食中毒の発生を防止した。 また、食中毒事件発生時には、原因調査を行い、原因施設に対する行政処分や衛生指導を実施し、被害拡大防止と再発防止を図った。	改善	本事業は、「食品衛生法」に基づき、食品の製造・調理・加工及び販売の各段階における安全確保を担っており、食品の安全確保のため、食品製造施設、飲食店等の監視・指導並びに流通している食品等の検査を実施することで、基準に適合しない食品を流通から排除し、食中毒の発生を防止している。毎年度策定している監視指導計画は、前年度の事業実施状況、食中毒の発生状況等を踏まえての改定後、パブリックコメントを経て策定しており、平成30年度以降も、同様の手法により、監視指導計画の随時見直しを行い事業を継続する。					
食肉衛生検査所運営事業	生活衛生課	と畜場に出向き、食肉となる獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)の全頭について、一頭毎にと畜検査を行い、必要に応じて精密検査を実施して、食用の可否を判定。食用にできない獣畜のと畜禁止、全部廃棄又は、部分廃棄の行政処分を行った。	現状維持	「と畜場法」に基づく県が行う義務的事業である。食用に供する獣畜(牛、馬、豚、めん羊、山羊)はすべて一頭ごとに、と畜検査を行わなければならない。と畜検査を行うと畜検査員は、知事が県職員である獣医師の中から任命することと「と畜場法」に規定されており、食肉の安全性を確保するためには必要不可欠であるため、引き続き事業を継続する。					

と畜場等処理施設指導監督事業	生活衛生課	と畜場、死亡獣畜取扱場、化製場、準用施設の許認可及び立入指導を実施した。	改善	「と畜場法」、「化製場等に関する法律」に基づく県が行なう義務的的事业である。不正食肉の流通を防止し、安全で安心な食肉を提供するため、今後とも必要な事業である。 農林部と連携を図り、今後も法改正に適切に対応した業務の改善を図るとともに、牛海面状脳症対策特別措置法（BSE特措法）関連施設（と畜場、化製場、死亡獣畜取扱場）に対する指導を継続する。
----------------	-------	--------------------------------------	----	--

事業群： 食品のより高い安全性確保のための食品関連事業者による取組の促進

評価対象事業件数								
2件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				2	100%			
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向			
HACCP型衛生管理導入促進事業	生活衛生課	国が予定しているHACCPによる衛生管理の義務化を見据え、全食品関連事業者がスムーズに現行基準から移行できるよう、各保健所毎に対象施設に対するアンケート調査やHACCP導入講習会等を実施し、県内で製造・販売される食品の安全性を確保する。		改善	平成30年度においては、国におけるHACCPによる衛生管理の制度化の推移に併せ、対象業種、取組目標施設数等検討し、取組拡大を推進していく。			
食肉HACCP・データ還元事業	生活衛生課	と畜場における処理工程別の枝肉及び処理器具の汚染菌数検査結果に基づき指導を行い、施設設置者によるHACCP導入を支援した。		改善	平成27年度に「と畜場法施行規則」にHACCP導入型基準が規定され、と畜場においても平成30年度に段階的に義務化される方向にあることから、施設設置者がHACCP導入に向け段階的に取り組んでいけるよう、ふき取り検査や指導等、必要な支援を適宜続けていく。			

事業群： 食品の安全性に関する理解促進

評価対象事業件数								
2件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
					2			
			100%					
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向			
食品の安全・安心確保事業費	食品安全・消費生活課	長崎県食品の安全・安心推進計画に基づき、引き続き、食品の安全確保、信頼確保の取組を推進するとともに、事業の進捗管理を実施した。		改善	28年度から実施している「長崎県食品の安全・安心推進計画」に基づき、引き続き、関係部局との連携のもと、食品の安全・安心のための施策を総合的・計画的に進めていく。また、より多くの県民に食品の安全性に関する正しい情報を提供し、共通理解と信頼の確保につなげていけるよう、意見交換会等の効果的な実施などに取り組んでいく。			

食品の安全・安心対策強化事業費	食品安全・消費生活課	食品表示法に基づく小売店舗等の一般調査マニュアルに基づき、県内全域の小売店舗等で生鮮食品、加工食品(H28年度は試験的に実施、対象は県域事業者が製造した食品)の食品表示について調査及び指導を実施した。	改善	日々の食品表示調査や苦情相談等を通して、適切な食品表示に向けた取組を続けていくとともに、食品表示法における新基準への切り替えを見据えた情報収集や小売店舗等への分かりやすい周知を図るための取組を進めていく。
-----------------	------------	--	----	--

事業群： 消費生活苦情相談の実施

評価対象事業件数

2件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
消費生活苦情相談推進費	食品安全・消費生活課	消費生活トラブルに関する県民からの苦情相談に対して、助言、斡旋、情報提供などを行い、消費者の利益の擁護と被害の救済、未然防止を図るとともに、消費者の消費生活に関する知識の普及に努めた。	改善	社会経済情勢の動向により変化する消費者トラブルを適切に解決するため、専門分野の相談業務研修や他県との相談事例研究など、有意義な研修等への参加などにより、県専門相談員の相談対応能力の更なる向上を図るとともに、市町相談員の斡旋対応能力を向上させるため、市町相談業務への助言、指導も併せて行っていく。					
消費者行政活性化事業費	食品安全・消費生活課	市町の消費生活センターや消費者相談窓口の維持・拡充、相談員の研修、市町支援相談員による指導を実施し、市町の消費者行政の強化を図った。 消費者の利益擁護を図るため、事業者の不当行為に対し差止請求ができる「適格消費者団体」の認定を本県で目指すNPO法人を支援し、消費者被害の発生及び拡大を防止する。	改善	国の地方消費者行政推進交付金を活用した市町専門相談員のレベルアップのための研修参加支援、研修会の開催、市町支援相談員の訪問指導による市町の相談機能の強化を図っていく。また、適格消費者団体への認定を目指す団体への活動支援を引き続き実施していく。					

事業群： 高齢者等の消費者トラブルの未然防止・拡大防止

評価対象事業件数

3件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1					2
				33%					67%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
行政と警察のコラボによる消費者被害防止事業	食品安全・消費生活課	警察の協力による臨戸訪問やハガキでの直接的な注意喚起、さらには啓発講座や街頭キャンペーンの共同開催による効果的な啓発を行うことにより、悪質商法や特殊詐欺による被害防止を図った。	改善	警察とのコラボだけでなく、市町や民間事業者ともコラボ事業が展開できるようコラボの相手先、手法の検討を進める。					
規格表示危害防止等適正化推進事業費	食品安全・消費生活課	不当な表示による消費者被害を防止し、消費者の適正な商品選択の確保を図るため、立入検査を実施し、適正な指導を実施した。	現状維持	本事業は不当景品類及び不当表示防止法などに基づき県が調査・指導等を行っているものである。県内全域にわたり製品の安全性に関する表示の有無を確認するとともに、法改正に伴う事業者説明を行うなど一定の成果が出ている。今後とも製品表示の適正化や消費者被害の未然防止・拡大防止のために、必要な事業者指導を行う必要がある。					
貸金業対策指導費	食品安全・消費生活課	県登録貸金業者に対する立入検査を実施し、適正な指導を実施した。	現状維持	本事業は貸金業法に基づき県が検査・指導等を行っているものである。平成22年6月に施行された改正貸金業法では、業者に金利の適正化、返済能力の調査、貸金業務取扱主任者の配置など、法の厳格な遵守を求めている。これまで、当事業による成果はあがっており、引き続き、業務の適正化を図るため、当事業を通して、立入検査、指導を適切に行う必要がある。					

事業群： 消費者教育の推進

評価対象事業件数

3件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				1					2
				33%					67%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
消費者教育・啓発事業費	食品安全・消費生活課	各種消費者講座や研修会等の講師として啓発活動・消費者教育を行うなど、消費者の自立支援に寄与した。	改善	これまで行ってきた消費者講座や啓発の充実を図るとともに、「第三次長崎県消費者基本計画」に基づき、学校・市町・民間など多様な主体と連携した効果的な消費者教育を引き続き進めていく。					

金融広報生活設計推進費	食品安全・消費生活課	長崎県金融広報委員会の一員として、市町・関係団体等と連携し、自立・自助を目指した合理的な生活設計の進めや子ども達に健全な金銭感覚や賢い消費者としての基礎能力を身につけさせる金融教育の普及に努めた。	改善	本事業は金融広報中央委員会からの助成金を財源としているが、長崎県金融広報委員会の一員として市町や関係機関と連携しつつ、効果的な広報手段の検討を進め、消費者トラブルの未然防止・拡大防止に寄与する取組を継続する必要がある。
-------------	------------	--	----	---

施策：（４）災害に強く、命を守る県土強靱化の推進

事業群： 総合的な防災、危機管理体制の構築

評価対象事業件数

8件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			1						7
			13%						88%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
総合防災情報ネットワークシステム事業	危機管理課	平素における防災知識や災害時における緊急情報等を地理情報(GIS)と併せてわかりやすく提供するとともに、関係部局や関係機関の情報を集約させることで一度に情報を集めることができるインターネットホームページを構築することにより、迅速かつ的確に県民に対し情報提供し、関係機関において情報共有するための機能を強化した。	現状維持	防災・災害に関する様々な情報を県民へ提供することにより、県民の防災意識の向上、関係機関等との防災体制の強化を図り、安全・安心な長崎県づくりを目指す。					
雲仙岳噴火災害対策事業	危機管理課	災害発生監視カメラ及び映像ネットワークシステム等を円滑に運用し防災関係機関に火山現象や災害情報を配信した。県民の安全安心確保の向上はもとより関係機関との情報共有が可能となり災害発生時の即応体制を確立する。 雲仙岳火山防災協議会を1回、同幹事会を計3回開催し、県関係課、関係3市、警察・消防・自衛隊等救助機関、雲仙復興事務所をはじめとする国の関係機関を交えて雲仙岳火山防災対策についての検討を行った。	現状維持	平成30年度においても、雲仙岳火山防災計画の策定等、雲仙岳の火山防災対策を引き続き推進する。					

防災ヘリコプター運航事業	危機管理課	救助活動事例 ・平成28年 4月1日 長崎市野母崎沖で負傷者救助 ・平成28年 7月22日 雲仙国見岳において負傷した外国人の救助 その他、山岳・海難事故における捜索活動や急患搬送等を実施した。	現状維持	災害時の迅速な情報収集活動、山岳事故における救助活動、山林火災の空中消火などは、防災ヘリ以外での対応は困難である。また、飛行に伴う安全性は絶対であり、適切な運航経費が必要である。
防災行政無線整備・維持管理事業	危機管理課	・整備事業本工事に着手し、各種システム機器の製作実施、工事に係る各種申請手続きを概ね計画通り実施した。 ・県庁、振興局等、無線中継所及び防災関係機関に設置する無線設備の定期保守点検を実施した。	現状維持	防災行政無線は地域住民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的として運用しており、地域防災計画に基づく災害の予防や災害時における応急対策及び復旧活動に際して的確な情報収集・伝達体制の充実強化のために必要であり、本事業を継続する。
自主防災組織結成推進事業	危機管理課	自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	改善	東日本大震災さらに熊本地震を契機として、防災への関心が高まっていることから、引続き市町と一体となって自主防災組織の結成促進を図るとともに、地域の自主防災リーダーを育成する養成講座の継続的な実施及び自主防災組織等の活動への支援として、防災士のアドバイザー派遣事業を推進する。
河川砂防情報システム維持管理費	河川課	河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等の提供を一般住民に行うシステムの維持管理を行った。	現状維持	災害発生時に県民の生命や財産を守るための防災情報の提供を適切に住民へ提供し、水害での死者数0を目指す。
砂防情報システム維持管理費	砂防課	河川水位・雨量・土砂災害危険度情報等の提供を一般住民に行うシステムの維持管理を行った。。	現状維持	災害発生時に県民の生命や財産を守るための防災情報の提供を適切に住民へ提供し、水害での死者数0を目指す。

事業群： 各種災害の規模を想定した防災訓練、有事発生時の対応訓練の実施

事業群： 原子力防災対策の推進、広域避難対策の推進

評価対象事業件数

4件	30年度の方角性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
								4 100%

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向
一般防災対策事業	危機管理課	熊本地震発災により総合防災訓練を実施することはできなかったが、その代替訓練として、本庁職員を対象にした情報伝達・参集・初動対応訓練を実施した。	現状維持	県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し必要な体制を確立し、いつ、どこでも起こり得る災害に備える必要がある。

特殊防災対策事業	危機管理課	県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るための石油コンビナート等防災訓練を実施した。	現状維持	県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し必要な体制を確立し、石油コンビナート等における特殊災害に備える必要がある。
国民保護対策事業	危機管理課	国民保護法に基づき、県民の避難、救助、武力攻撃等への対応のための訓練を実施するとともに、国民保護協議会を運営した。	現状維持	有事の際のあらゆる対策を様々な視点から検証するためには、国民保護法に基づき、危機管理のあり方を平時から備え対応する必要がある、今後も市町と合同で訓練を実施し有事即応体制を構築する必要がある。
原子力災害対策整備事業	危機管理課	県内の災害応急対策活動に従事する関係機関との連携を図るため、原子力防災訓練を実施した。	現状維持	県民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災に関し必要な体制を確立し、万が一の原子力災害に備える必要がある。

事業群： 消防団を中核とした地域防災力の充実強化

評価対象事業件数

3件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
		2	67%					1 33%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
消防団充実強化促進事業	消防保安室	消防団活動の広報、消防団員の確保等の事業を実施する市町に対し、10件の補助金を交付した。高校生等を対象とした講話を7校で実施し、764名の生徒が受講した。	改善	消防団員の加入促進にあたっては、住民、なかでも若者の消防団活動への理解の促進と地域防災に対する関心や自覚の醸成、事業所側の消防団活動への理解の促進が課題である。したがって、若者の消防団加入については、高校生への入団促進に向けた講話を継続して、市町と連携して進めるとともに、大学への働きかけも継続していく。また、消防団員応援事業所の拡大に努め、消防団員への待遇改善に努めていく。さらに、機能別団員制度の検討も促し、女性消防団員の加入促進にも努めていく。また、消防団員を雇用する事業所への評価を社会的に高めるとともに、貢献へのインセンティブを高めるための優遇措置の拡大も検討する。				
自主防災組織結成推進事業	危機管理課	自主防災組織の結成促進について各種会議を利用した市町担当者への働きかけを実施。地域の防災の担い手となる人材を育成する防災推進員養成講座を実施した。	改善	東日本大震災さらに熊本地震を契機として、防災への関心が高まっていることから、引続き市町と一体となって自主防災組織の結成促進を図るとともに、地域の自主防災リーダーを育成する養成講座の継続的な実施及び自主防災組織等の活動への支援として、防災士のアドバイザー派遣事業を推進する。				

事業群： 地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備 など防災対策の推進									
評価対象事業件数									
3件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
									3 100%
主な評価 対象事業	事業 所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し 区分	見直しの方向				
道路災害 防除事業	道路維 持課	小規模な危険箇所73箇所の 災害防止対策を実施した。		現状維持	小規模な危険箇所については、降雨などによる突発 的な異常箇所が多く、予測が困難であるため、今後 も柔軟な対応を行っていく。				

事業群： 地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備 など防災対策の推進									
評価対象事業件数									
11件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			1 9%	2 18%					8 73%
主な評価 対象事業	事業 所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し 区分	見直しの方向				
河川整備 計画総合 調査費	河川課	河川改修事業における国の 補助(交付金等)事業採択に 向けての調査・設計及び整 備計画の策定を行った。		改善	河川法において、河川管理者はその管理する河川に ついて、計画高水流量その他当該河川の河川工事及 び河川の維持についての基本となるべき方針「河川 整備基本方針」を定めておかなければならず、整備 を実施する区間については「河川整計画」を定めな ければならないとなっており、未策定河川が残って いる現状では本事業を継続する必要があるため、事 業着手時期を早めていく。				
臨時河川 等調査費 (河川)	河川課	国の補助(交付金等)事業採 択に満たない河川の整備に 先立ち、測量・調査・設計を 行った。		拡充	・計画的かつ効率的に河川改修を行い、一連区間の 改修効果を発現することにより、水害等による浸水 被害の軽減を図り、県民の安全、安心に資する事業 であり、今後とも本事業を継続する必要がある。 ・新たに、法律(水防法)に沿った浸水想定区域図 の作成を行う。				
ダム調査費	河川課	県管理のダムについて、観 測局の通信方法を再構築す るため通信設備の実施設計 の発注を行った。		改善	ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ること により、県民の安全、安心に資する事業であり、今 後とも本事業を継続する必要がある。現在繰越して いる事業の早期完了を図るとともに、近年の豪雨災 害に対応すべく緊急度が高い箇所の調査を優先する。				
河川維持 修繕費	河川課	河川管理上、支障をきたして いる箇所において、管理施設 の修繕や河川敷の掘削、伐 木等を行った。		現状維持	河川においては、現在老朽化対策・維持補修に対 して、補助事業メニューが全く整備されていないた め、河川を良好、適切に維持管理し、もって県民の 安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を 継続する必要がある。				

ダム管理費	河川課	洪水被害の防止を図るため、ダム設備の点検、維持や巡視の委託等、ダムの適切な維持管理を行った。	現状維持	ダムを適切に維持管理し、洪水の軽減を図ることにより、県民の安全、安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。
海岸維持修繕費	港湾課	海岸保全施設の維持補修工事を行った。	現状維持	海岸施設を適切に維持管理し、県民の人命・財産を守る安全・安心に資する事業であり、今後とも本事業を継続する必要がある。

事業群： 地震、大雨、台風、高潮などの自然災害に備えた施設整備など防災対策の推進

評価対象事業件数									
9件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
									9
									100%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向				
砂防対策事業	砂防課	自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について、対策事業を実施する。		現状維持	H32年度までの土砂災害警戒区域内での死者数0を達成するため、自然災害から住民の生命・財産を守るために、土砂災害危険箇所について対策事業を実施することで、大雨時の土石流等、地域住民の安全確保が必要であり、用地等の整理ができた箇所から対応する。				

事業群： 住宅、建築物の耐震化の推進

評価対象事業件数								
3件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		1	1					1
		33%	33%					33%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)		見直し区分	見直しの方向			
長崎県大規模建築物耐震化支援事業	建築課	地元市町が実施する耐震診断を義務付けられた多数の者が利用する民間大規模建築物の所有者への耐震診断、耐震改修計画作成及び耐震改修工事に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。		拡充	連動する国交省の補助の適用期限が、平成30年度までに耐震改修計画に着手したもので対象となっているため、個別訪問等により、所有者に対し、早期の耐震化への着手を強く促していく必要がある。			
耐震・安心住まいづくり支援事業	建築課	地元市町が実施する多数の者が利用する建築物の耐震診断及び緊急輸送路沿いの建築物の耐震診断、耐震改修計画作成に対する補助事業に対して、県が市町を通じて助成を行う。		現状維持	多数の者が利用する建築物については、引き続きこれまでのPRに加え、他事業・行政指導と連携した周知活動を展開していく。			

耐震・安心 住まいづくり 支援事業 (木造戸建 住宅)	住宅課	木造住宅の所有者が地元市 町の補助事業を活用して耐 震診断、耐震改修工事を行う 場合、県が市町を通じて助成 を行う。平成28年度は21市町 を通じて181件耐震補助(診 断149件、改修工事32件)を 行った。	改善	今までのPRに加え、耐震改修工事の補助制度の更なる周知及び耐震化へ意識向上を県民へ働きかけるためにSNSによるPRを追加する。
---	-----	--	----	---

事業群： 県庁舎の整備

評価対象事業件数

1件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
								1	100%
主な評価 対象事業	事業 所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
県庁舎建 設整備費	県庁舎 建設課	新県庁舎(行政棟・議会棟・ 警察棟)内装ユニット工事等 の発注のほか、移転準備委 員会や移転準備推進責任者 会議を開催し、新庁舎の運 用・移転準備等について検討 を行った。	終了						

施策： (5) 良好で快適な環境づくりの推進

事業群： 污水处理施設の普及拡大と高度処理の推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
					2		1	1	
				33%		17%	17%		33%
主な評価 対象事業	事業 所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向					
浄化槽設 置整備費	水環境 対策課	市町が国の交付金を活用し て実施する浄化槽設置整備 事業について、平成28年度 は18市町へ助成した。	改善	さらなる普及促進に向け、平成28年度に策定した県 污水处理構想において、下水道から浄化槽整備に編 入した区域を含め、計画的な整備を促進させる手法 について検討する。					
長崎県汚 水処理総 合交付金 費	水環境 対策課	平成29年度までに新たに汚 水処理施設を整備する市町 に対し、事業着手から5年 間、事業費の5%から10% の範囲で助成しており、平成28 年度は新たに1箇所を対象と した。	縮小	平成29年度までに新規着手した事業に対して、平成 33年度までの5年間にわたり現行制度による助成を 行い、污水处理施設の整備促進を図ることとしてい る。					

(特)大村湾南部流域下水道事業(公共)	水環境対策課	大村湾の中でも特に汚濁が著しい大村湾南部流域(津水湾)において、地域住民の生活環境の改善と公共水域の水質保全を図るため、下水道事業を実施しており、平成28年度に高度処理化の詳細設計を実施した。	現状維持	平成31年度に高度処理化の一部供用開始を目指し、建設工事に着手する。
環境監視測定費(水質)	地域環境課	水質測定計画に基づき、県下の45水域96地点(河川37水域39地点、海域8水域57地点)において水質汚濁状況の監視測定を行った。	改善	平成30年度は、過去の調査方法の見直し状況や蓄積した水質データなどの評価を行い、測定地点や測定回数の見直しを図る。
生活排水対策活動促進事業	地域環境課	生活排水による汚濁負荷を削減するため、生活排水対策重点地域の指定を受けた自治体(5市)が行う住民への啓発・普及事業への支援を行った。	廃止	生活排水対策重点地域自治体への支援については、H29年度で終了する予定であり、今後、他の関連事業との整理を行い、幅広い環境保全対策に取り組んで行く。

事業群： 大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善

施策：(7)人と自然が共生する地域づくり

事業群： 大村湾周辺地域の里海づくり

の事業群と統合して評価

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
			4 67%					2 33%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
大村湾環境総合対策事業	地域環境課	大村湾の水質改善及び環境保全等を推進するため、貧酸素水塊対策としてのエアレーション技術の効果的な運用の調査など、総合的な対策を検討実施した。	改善	貧酸素水塊対策に関して、適用可能な他の方策について関係機関と連携して検討していく。				
大村湾環境総合対策事業	地域環境課	浅場の造成工事は平成28年6月末に完了。大村湾の水質改善及び環境保全等を推進するため、生物の生息場の確保のための浅場造成など、総合的な対策を実施した。	改善	造成した浅場については、引き続き検証作業を行うとともに、工法や再生砂等の資材経費削減等を検討するとともに、応募があった時津町に浅場を造成し、その効果の検証には時間を要することから、町や関係団体等と協力して、その効果や利活用について検討する。				
諫早湾干拓調整池水辺空間づくり事業	地域環境課	「第2期諫早湾干拓調整池水辺環境の保全と創造のための行動計画」を推進するため、各種事業の進捗管理や各種イベント等に参加した。	改善	次期行動計画策定のための幹事会に九州農政局の参加協力が得られる見込みとなったことから、関係機関と連携して次期行動計画を策定する。水質改善のための手法の検討については、中央干陸地のヨシの刈り取りや利活用など積極的に提案し、引き続き国と連携して干拓調整池の水質改善策に取り組む。				

「いさかん」水辺の保全推進事業	地域環境課	諫早湾干拓調整池の水辺環境の保全と創造を図るため、諫早湾干拓調整池中央干陸地におけるヨシの刈り取りや利活用に係る基礎調査、環境学習などを実施した。	改善	次期行動計画の推進を図るため、中央干陸地のヨシの適正管理・活用等の事業について、国や関係機関と連携して取り組む。
(特)大村湾南部流域下水道事業(公共)	水環境対策課	諫早湾干拓調整池の水辺環境の保全と創造を図るため、諫早湾干拓調整池中央干陸地におけるヨシの刈り取りや利活用に係る基礎調査、環境学習などを実施した。	現状維持	平成31年度に高度処理化の一部供用開始を目指し、建設工事に着手する。

事業群： P M 2 . 5 等大気汚染物質や漂着ごみ対策等の推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
				3					3
				50%					50%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
長崎発東アジアの環境技術発信事業	環境政策課	・中国福建省環境保護庁との合意に基づき、交流団を派遣するとともに、職員2人ずつの派遣及び受入を行った。 ・日韓海峡沿岸8県市道で「大気中の揮発性有機化合物調査」を行った。	改善	福建省との環境技術交流に関しては、本県の環境技術に対するニーズを幅広く発掘し、また、県内環境関連企業が有する技術の中国展開を視野に入れた福建省環境保護庁との交流を実施するとともに、福建医科大学など環境分野の知見を有する機関との共同調査、研究を更に推進する。 日韓海峡沿岸県市道交流知事会議での合意に基づく研究交流事業を新たなテーマで実施し、東アジア地域の環境問題の把握や課題解決、環境技術交流、人材交流の更なる推進に取り組む。					
海岸環境保全対策推進事業	廃棄物対策課	・県海岸管理所管3課(漁港漁場課・農村整備課・港湾課)において海岸漂着物の回収・処分を実施した。 ・市町に対し、海岸漂着物の回収・処分及び発生抑制対策を実施するための長崎県海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を交付した。	改善	引き続き、海岸漂着物の回収・処分や市町・民間団体等と連携した環境教育や啓発活動などの発生抑制対策を実施するとともに、釜山広域市との交流事業の実施状況も踏まえ、韓国における他の自治体との交流拡大についても検討を進めていく。					
工場監視指導費(大気)	地域環境課	ばい煙発生施設及び一般粉じん発生施設等に対し立入検査を実施し、届出内容の確認や維持管理状況等を確認した。	現状維持	大気汚染防止法に基づき排出基準の遵守状況を確認したところ、平成28年度は一部の工場・事業場で排出基準の違反がっており、継続した立入検査等が必要である。 引き続き、法に基づく監視・指導を効果的に行っていくこととし、自主測定が義務付けられている規模の大きい工場・事業場を中心に立入検査を行い、排ガスの排出状況を確認する。					

大気汚染監視テレメータ運営費	地域環境課	県民の健康を保護し生活環境を保全するため、県下11箇所の大気環境測定局において大気汚染の常時監視を行った。	改善	PM2.5や光化学オキシダントの越境汚染が確認され、その観測体制の維持が必要であり、県民の健康を保持するため引き続き現状の体制で汚染状況の常時監視を継続する。 しかし、長年環境基準を超過していない項目についてはより効率的な調整を行うため見直しを検討する。
----------------	-------	---	----	--

施策：（6）低炭素・循環型社会づくりの推進

事業群： 節電や省エネルギー等の取組促進

事業群： 地域における再生可能エネルギーの導入促進

事業群： 気候変動への適応策の検討及び推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
		1	3				2	
		17%	50%				33%	

主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向
地球温暖化対策実行計画推進事業	環境政策課	「長崎県地球温暖化対策実行計画」に基づき、県民と一体となった地球温暖化対策を推進した。 ・ながさき環境県民会議の運営 ・産学官民で組織した九州地域戦略会議が行なう九州版炭素マイレージ制度の運用 ・未来環境条例に基づく特定事業者指導 ・県庁EMSの運営 等	改善	より多くの県民の方に温室効果ガスの削減活動に参加いただくため、九州版炭素マイレージ制度の情報の周知方法や参加申込方法等について、見直し必要がある。
「みんなで止めよう温暖化」推進事業	環境政策課	増加する民生部門での二酸化炭素排出量を削減するために、住民参加型の普及啓発事業を実施した。 ・地球温暖化防止活動推進センターへの業務委託 ・地球温暖化防止活動推進員の支援 等	改善	推進員の能力を高め、効果的な啓発を行なっていたためには、研修が不可欠であり、研修効果がより高まる運営に向けて検討を加える。
エコドライブ普及啓発事業	環境政策課	建設・製造業に係る事業者を対象に、より積極的かつ強力にエコドライブに取組んでもらえる環境づくりを推進した。	改善	様々な事業者が参加できるよう各種組合への情報提供とホームページで詳しく紹介するなどエコドライブ効果の周知のあり方について検討を加える。

県有施設 CO2排出削減モデル事業	環境政策課	県有施設の規模、用途、エネルギー使用状況等を基に、施設の分類分けを行い、各代表施設の改修モデル案を作成する。改修モデルには、省エネ設備、エネルギー管理システムの導入を図り、省エネ効果の検証を基に、他の施設の省エネ改修への波及を図る。	拡充	本事業は29年度からの新規事業であり、県有施設のモデル改修案を作成する。30年度以降は、モデル改修案を踏まえた、実施設計と改修工事の着手を計画している。
長崎県汚泥処理構想策定事業費	水環境対策課	長崎県内の生活排水処理で発生する汚泥等に対し、県内を複数のブロックに分けて広域的に集約し、効率的な処理・有効活用のための長崎県汚泥処理構想を策定する。	終了	
地球温暖化対策実行計画推進事業	環境政策課	地球温暖化の悪影響を予防・抑制するための対策(適応策)を庁内関係所属と連携して検討した。	終了	

事業群： 廃棄物の4Rと適正処理の推進

評価対象事業件数

8件	30年度の方向性		拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持
			2	2		1		1	2
			25%	25%		13%		13%	24%
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向					
4R・ゴミゼロ推進事業	廃棄物対策課	県民・事業者・行政等から構成される「ながさき環境県民会議」等を中心に、ゴミゼロ意識の確立のための県民運動(マイバッグキャンペーンや生ごみ減量化活動)を展開した。	改善	平成30年度においては、地域の特性や紙ごみ、生ごみ、紙おむつ等の様々な循環資源の性質に応じたより効果的なりサイクル手法等を検討するとともに、市町におけるゼロ・ウェイスト推進のモデル的な取組を支援する。 生ごみ減量化リーダーについては、全体交流会や実践研修会を通じて新たなリーダーの育成や、食品ロス削減の啓発等の役割を新たに担うことにより活動の促進を図る。					
エコ&ヘルシーながさき推進事業	廃棄物対策課	・食品ロス削減推進協議会を設置し、県民・事業者・関係団体・行政が連携しながら取り組む県民運動の進め方を協議する。 ・食品ロス削減に向けた取組やアイデアの紹介、協力店検索システム等を備えたホームページを開設し、食べきりフォトコンテストを開催する。	拡充	平成30年度においては、食品ロス削減対策をより推進するため、九州食べきり協力店キャンペーン等の取組に加え、今年度新たに設置した食品ロス削減推進協議会での協議を踏まえ、食品ロス対策のさらなる拡大を図っていく。					

長崎県災害廃棄物処理計画策定事業	廃棄物対策課	地震等の災害発生時における県及び市町による災害廃棄物の迅速な処理に資するため、被害予測に基づいた災害廃棄物の発生量等の調査を行い、県災害廃棄物処理計画及び市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルを作成する。	終了	平成29年度で県災害廃棄物処理計画の策定及び市町災害廃棄物処理計画策定マニュアルの作成は終了する。なお、平成30年度は、これに基づいて市町における災害廃棄物処理計画の策定や処理体制づくりなどに向けたフォローアップを行う。特に離島地区においては、環境省が実施する災害廃棄物処理計画策定等に関するモデル事業を活用し、さらなるフォローアップを行う予定。
産業廃棄物審査・監視指導事業	廃棄物対策課	・職員及び廃棄物適正処理推進指導員による産業廃棄物処理業者等への立入検査を行った。 ・処理業者及び排出事業者への研修会を開催した。	改善	平成30年度においても、引き続き適切な産業廃棄物処理推進のため、審査・監視指導体制を維持していく。一方で、更新許可申請件数はここ数年急増しており、より効率的な審査を行うため現在の台帳システムの改良を中心とした業務効率化を図る。また、引き続き産業廃棄物処理業者の資質向上を図り、更なる優良認定業者の増加へつなげる。
ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理推進事業	廃棄物対策課	PCB廃棄物等の適正保管と適正処理を図るため、保管事業者等に対する立入調査を実施した。	拡充	処分期間が今年度末までとなっている高濃度PCB廃棄物（トランス・コンデンサ類）について、今後の状況によっては行政代執行の可能性もある。また、安定器及び低濃度PCB廃棄物の処分期間が、それぞれ平成32年度末及び平成38年度末となっており、安定器の掘り起こし調査や低濃度PCB疑い機器の濃度分析への補助などを検討する。
廃棄物不適正処理対策事業	廃棄物対策課	・市町、関係機関、団体と協働し、不法投棄監視パトロールを実施した。 ・不法投棄ホットラインにより、県内の不適正処理情報に対応した。 ・政令市が実施する産業廃棄物の適正処理推進のための監視事業に対する補助を行った。	縮小	定期的な立入検査により廃棄物の不適正処理を未然防止するとともに、不法投棄等監視パトロールにより不法投棄等のないきれいな県土づくりを目指す。産業廃棄物適正処理推進指導員の所属ごとの配置数については、他県の状況等を参考に平成30年度からの3年をめどに最適化する。

施策：（ 7 ）人と自然が共生する地域づくり

事業群： 多様な主体による長崎の生物多様性の保全

事業群： 野生鳥獣と共存した地域づくりの推進

評価対象事業件数

6件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
	1 17%						5 83%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し区分	見直しの方向				
鳥獣保護費	自然環境課	鳥獣保護区の設定・管理、ガンカモ調査及び鳥インフルエンザ対策の実施、対馬野生生物センターにおける展示解説及び小中学生を対象とした講演会を実施した。	現状維持	本県を特徴付ける生物種や生態系の保全には、広域的な鳥獣保護区の設定や維持が不可欠であり、地域社会への影響が大きい鳥インフルエンザ対策も極めて必要性が高い。併せて生物多様性保全には県民や将来を担う子供達への普及啓発が必要であり、今後も継続が必要である。				
希少野生動植物保全事業費	自然環境課	レッドリスト掲載種のモニタリング調査を実施するとともに、保護が必要な野生動植物種の捕獲・採取等を規制する地域指定を行った。	現状維持	本県の自然環境を代表する希少な生物種等は、開発などの外圧による生息・生育環境の悪化や環境変化の影響を受けていることから、専門家の現地調査等による状況把握を継続する必要がある。				
負傷鳥獣救護活動強化事業費	自然環境課	一般県民等から救護要請のあった負傷鳥獣を救護し、自然復帰を図った。	現状維持	一般県民等からの救護要請は引き続き多く、その救護には専門的な技術と経験が不可欠である。また、今後も人間活動との軋轢による野生鳥獣の負傷もあることから、救護活動の継続が必要である。				
自然観光資源回復事業	自然環境課	生態系被害の防止を図るため、吉岐対馬国定公園対馬地区龍良山周辺において、ニホンジカの捕獲(銃猟、わな猟)を実施した。	拡充	対馬におけるシカの捕獲については、これまで捕獲が行われておらず、希少植物の食害が生じていた地域で取組を始めたところであり、被害が許容できる範囲になるまで捕獲を行っていく必要がある。さらに、今後、希少野生動植物の生息・生育地においてシカの被害を防ぐため、国の制度等を活用した柵の設置等を検討していく。				

事業群： 豊かな自然とふれあえる、人にやさしい公園施設づくり

評価対象事業件数

9件	30年度の方向性							
	拡充	改善	統合	縮小	廃止	終了	現状維持	
	1 11%	1 11%					7 78%	
主な評価対象事業	事業所管	事業内容 (事業の実施状況)	見直し 区分	見直しの方向				
自然公園 計画検討費	自然環境課	杵岐対馬国定公園において、利用計画の見直しの必要性について関係市と調整を行った。	現状維持	国定公園・県立自然公園は、自然公園としての資質を維持するために保護と利用を計画的に実施する必要があり、今後も本事業を継続し定期的に区域内外の自然環境の変化や区域線の明確化、利用形態の変化等を検討していく必要がある。				
自然公園 施設補修費	自然環境課	既設の自然公園施設について、安全かつ快適な利用を図るため、維持補修を実施した。	現状維持	老朽化した施設の損傷や不具合により利用者の安全性が損なわれることがないよう、今後も本事業を継続する必要がある。				
花のある街 かどづくり 事業費	自然環境課	美しい長崎県づくり推進のために、長崎市及び佐世保市の玄関口にあたる道路沿線に整備した緑地の維持管理を行った。	改善	より効率的な管理運営方法を行うため維持管理業務の内容を見直し改善を図る。				
緑といきもの 賑わい事業	自然環境課	長崎県生物多様性保全戦略に基づいた各種保全対策を推進するため、従来の緑化事業に加え、保全地域等の保全事業や希少野生動植物の保護増殖等に民間団体等とともに取り組んだ。	現状維持	豊かな生活空間確保・地球温暖化防止のための緑化事業及び生物多様性の保全は今後益々重要な環境問題であり、今後も本事業を継続する必要がある。				
島原半島 満喫プロ ジェクト推 進事業	自然環境課	国立公園「雲仙」やユネスコ世界ジオパーク等の島原半島が有する豊かな自然観光資源を活用し、関係機関と連携を図りながら、インバウンド対策等を進め、島原半島地域の活性化を図る。	拡充	島原半島地域の活性化を図るため、平成30年度においては、環境省が進める国立公園満喫プロジェクトの国立公園「雲仙」への具体的取組の展開を進める。				

事業群： 大村湾周辺地域の里海づくり

施策： (5) 良好で快適な環境づくりの推進

事業群： 大村湾・諫早湾干拓調整池の水質改善

の事業群と統合して評価(調書は9-(5)- で記載)